

## 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案要綱

### 第一 目的

この法律は、家畜遺伝資源の生産事業者間の公正な競争を確保するため、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって畜産業の発展に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

### 第二 定義

一 「家畜遺伝資源」とは、家畜遺伝資源生産事業者が業として譲渡し、又は引き渡す特定家畜人工授精用精液等（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項に規定する特定家畜人工授精用精液等をいう。）であつて、当該家畜遺伝資源生産事業者が契約その他農林水産省令で定める行為によりその使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を明示したものをいうものとする。

二 「家畜遺伝資源生産事業者」とは、家畜遺伝資源の生産の事業を行う者をいうものとする。

三 「不正競争」とは、次に掲げるものをいうものとする。

(一) 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫し、若しくは窃取する行為により家畜遺伝資源を取

得する行為（以下「不正取得行為」という。）又はその管理の委託を受けて業務上自己の占有する他人の家畜遺伝資源を領得する行為（以下「不正領得行為」という。）

(二) 不正取得行為又は不正領得行為により取得し、又は領得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

(三) その家畜遺伝資源について不正取得行為又は不正領得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで、家畜遺伝資源を取得し、又はその取得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為

(四) その譲渡又は引渡しを受けた後に不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、当該譲渡又は引渡しに係る契約により明示された使用する者の範囲又は使用の目的に関する制限を超えて家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

(五) その家畜遺伝資源の譲渡若しくは引渡し(四)に掲げる行為(家畜遺伝資源を譲渡し、又は引き渡す行為に限る。以下「契約外不正譲渡等行為」という。)に該当することを知って、若しくは重大な過失により知らないで、譲渡若しくは引渡しを受けて家畜遺伝資源を取得し、若しくはその家畜遺伝資

源について契約外不正譲渡等行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで、家畜遺伝資源を取得し、又はこれらの行為により取得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為

(六) 自己の(二)から(五)までに掲げる行為（家畜遺伝資源を使用する行為に限る。以下「不正使用行為」という。）により生じた家畜を家畜若しくは家畜の精液若しくは受精卵（以下「家畜等」という。）の生産の用に供し、又は受精卵を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

(七) その家畜又は受精卵が他人の不正使用行為により生じたものであることを知って、又は重大な過失により知らないで、家畜又は受精卵を取得し、又はその取得した家畜を家畜等の生産の用に供し、又は受精卵を使用し、譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為

(八) 自己の(六)又は(七)に掲げる行為（家畜を家畜等の生産の用に供する行為又は受精卵を使用する行為に限る。(九)において同じ。）により生じた家畜等を譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

(九) その家畜等が他人の(六)又は(七)に掲げる行為により生じたものであることを知って、又は重大な過失により知らないで、家畜等を取得し、又はその取得した家畜等を譲渡し、引き渡し、若しくは輸出す

る行為

(第二条関係)

### 第三 差止請求、損害賠償等

#### 一 差止請求権

不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある家畜遺伝資源生産事業者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができるものとともに、その請求をするに際し、侵害の行為を組成した家畜等（侵害の行為により生じた家畜等を含む。）の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができるものとする。

(第三条関係)

#### 二 損害賠償

不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずるものとする。

(第四条関係)

#### 三 損害の額の推定

(一) 一の家畜遺伝資源生産事業者（以下「被侵害者」という。）が一の侵害した者（以下「侵害者」という。）に対し、その侵害により自己が受けた損害の額の賠償を請求する場合において、その侵害の行為が家畜等の譲渡であるときは、その譲渡した家畜等の数量に、当該家畜等に係る家畜遺伝資源についてのその封入される容器一個当たりの利益の額を乗じて得た額を、被侵害者が受けた損害の額とすることができるものとする。

(二) 侵害者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、被侵害者が受けた損害の額と推定するものとする。

（第五条関係）

#### 四 家畜遺伝資源を取得した者の当該家畜遺伝資源を使用する行為等の推定

第二の三の(一)又は(三)若しくは(五)に掲げる行為（家畜遺伝資源を取得する行為に限る。）があつた場合において、これらの行為をした者が当該家畜遺伝資源を使用する行為により生ずる家畜又は受精卵を生産したときは、その者は、当該家畜遺伝資源を使用して当該生産をしたものと推定するものとする。

（第六条関係）

#### 第四 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟

一 具体的態様の明示義務

被告が、原告が主張する侵害の態様を否認する場合には、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならぬものとする事。

(第七条関係)

二 書類の提出等

裁判所は、当事者の申立てにより、当事者に対し、侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることが出来るものとする事。文書の所持者が提出を拒む場合には、裁判所が事前に当該文書を見て提出義務の有無を判断する手続を導入するものとする事。

(第八条関係)

三 損害計算のための鑑定

当事者の申立てにより、裁判所が侵害の行為による損害の計算に係る鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならぬものとする事。

(第九条関係)

四 相当な損害額の認定

損害額を計算するための事実の立証が当該事実の性質上極めて困難な場合は、裁判所が相当な損害額を認定することができるものとする事。

(第十条関係)

## 五 秘密保持命令等

営業秘密に係る秘密保持命令について所要の規定を整備すること。

(第十一条から第十三条まで関係)

## 六 当事者尋問等の公開停止

営業秘密に該当するものについて当事者等が尋問を受ける場合は、当該尋問を公開しないで行うことができるものとする事。

(第十四条関係)

## 七 信用回復の措置

営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、被侵害者の当該営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができるものとする事。

(第十五条関係)

# 第五 雑則

## 一 消滅時効

第二の三の(六)及び(七)に掲げる不正競争のうち、家畜を家畜等の生産の用に供する行為に対する第三の一の侵害の停止又は予防を請求する権利は、次に掲げる場合には、時効によって消滅するものとする。

- (一) 被侵害者が侵害の事実及び侵害者を知った時から三年間行使しないとき。
- (二) その行為の開始の時から二十年を経過したとき。  
(第十六条関係)

## 二 適用除外

一により権利が消滅した後に家畜を家畜等の生産の用に供する行為により生じた家畜等を取得し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為については、適用しないものとする。  
(第十七条関係)

## 第六 罰則

一 次のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。

- (一) 不正の利益を得る目的で、又はその家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫し、又は窃取する行為により、家畜遺伝資源を取得したとき。

(二) 不正の利益を得る目的で、又はその家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、その管理の委託を受けて業務上自己の占有する他人の家畜遺伝資源を領得したとき。

(三) 不正の利益を得る目的で、又はその家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、(一)又は(二)の罪に当たる行為により取得し、又は領得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出したとき。

(四) 不正の利益を得る目的で、又はその家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、(三)又は(八)の罪に当たる譲渡又は引渡しを受けて家畜遺伝資源を取得して、その家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出したとき。

(五) 不正の利益を得る目的で、又はその家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、(三)、(四)又は(八)の罪に当たる譲渡又は引渡しが生じたことを知って家畜遺伝資源を取得して、その家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出したとき。

(六) 不正の利益を得る目的で、又はその家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、自己又は他人の(三)から(五)まで(家畜遺伝資源の使用に係る部分に限る。)又は(九)の罪に当たる行為(以下「違法使

用行為」という。)により生じた家畜を家畜等の生産の用に供し、又は受精卵を使用し、譲渡し、引き渡し、輸出し、又は輸入したとき(当該家畜又は受精卵が他人の違法使用行為により生じたものであることの情を知らずに譲渡又は引渡しを受け、当該家畜を家畜等の生産の用に供し、又は受精卵を使用し、譲渡し、引き渡し、輸出し、又は輸入した場合を除く。)

(七) 不正の利益を得る目的で、又はその家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、自己又は他人の(六)の罪(家畜を家畜等の生産の用に供する行為又は受精卵を使用する行為に係るものに限る。以下同じ。)に当たる行為により生じた家畜等を譲渡し、引き渡し、又は輸出したとき(当該家畜等が他人の(六)の罪に当たる行為により生じたものであることの情を知らずに譲渡又は引渡しを受け、当該家畜等を譲渡し、引き渡し、又は輸出した場合を除く。)

(八) 相手方に日本国外において(四)の罪に当たる使用をする目的があることの情を知って、家畜遺伝資源を譲渡し、引き渡し、又は輸出したとき。

(九) 日本国内において事業を行う家畜遺伝資源生産事業者の家畜遺伝資源について、日本国外において(三)から(五)までの罪に当たる使用をしたとき。

二 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする事。

(第十八条関係)

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金を、その人に対して各本条の罰金を科するものとする事。

(第十九条関係)

## 第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律の一部を改正するものとする事。

(附則第二条から附則第五条まで関係)